

【ごみを出すときの注意事項】びん缶類はキャップを外し、軽くすすいでポリカゴに入れて出してください。

行政相談のご利用を…心強い相談相手へ行政相談委員会へ

●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受けて、その解決や実現を促進することも、行政運営の改善などを図っています。

●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●このような場合にご相談を

◆国の仕事、特殊法人等の仕事について
●相談したが、説明や措置などに納得がいかない。
●制度や仕組みがわからない。

◆年金、医療保険、老人保険・福祉、交通安全郵便、道路、行政窓口サービス等
●道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。

●年金の裁定額に納得できない。



●特色

総務省行政評価局がバックアップします。

●全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付・処理をします。

●行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さん（下神主）と高田すみ子さんが隔月（奇数月）の第1水曜日に、上三川いきいきプラザ共用相談室で定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】

行政相談委員 藤田 猛さん

住所 上三川町大字上神主522番地5

☎090(1651)6302

行政相談委員 高田 すみ子さん

住所 上三川町大字東蓼沼849番地

☎2719

▼問い合わせ先 企画課 情報広報係

☎99117

軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する方は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

▼対象となる軽自動車 ①

- ① 公益のため直接専用する軽自動車等（社会福祉法人で上三川町から身体障がい者デイサービス事業、障がい者ホームヘルパー派遣事業及び障がい者生活支援事業、在宅知的サービス事業並びに在宅介護支援センター運営事業等の業務委託を受け、専らその事業の用に供するもの）
- ② 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方の所有する原動機付自転車1台に限る
- ③ 身体又は精神に障がいがあるため、歩行が困難な方が所有する軽自動車等（家族所有のものを含む）で、障がい者かその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの1台に限る
- ④ その構造が専ら身体障がい者の利用に供するためのものである軽自動車等

▼申請に必要なもの ①

印かん、納税通知書、障がいの状態に関する証明書（障害者手帳、療育手帳など）、運転免許証

④については、印かん、納税通知書、及びその構造が分かるもの（車検証など）

▼申請期限 ①

- ① ②…5月24日（木）まで
- ③ ④…5月31日（木）まで

▼問い合わせ先 ①

税務課 住民税係

☎99122



市町村税滞納ぼく減月間2012 あなたの税が未来を拓く

◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ぼく減月間2012」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆一人ひとりが町を支える

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助金や負担金は削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。そのため、住民税の収入率が低くと、町の歳入は少なくなつてしまいます。つまり、これからは町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。



〔町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています〕

納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先

税務課 納税係
☎9121

「こみを出すときの注意事項」危険「こみは種類」ごとに別々の袋に入れて出してください。

（ポリカゴには入れないでください。）

町税等口座振替新規加入促進キャンペーンのお知らせ

▼実施期間＝4月2日（月）～9月28日（金）※200名に到達次第終了

▼特典＝期間中、新規に町税等の口座振替の申し込みをしていただいた方、先着200名（ただし、対象は一人一回まで）に、下記のプリペイドカードを後日郵送により進呈いたします。なお、申し込み多数により進呈できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



☆上三川いきいきプラザ 全共通プリペイドカード（1,000円分）☆

※利用できる施設（温水プール、マシン、エアロビクススタジオ、風呂）

▼対象税（科）目＝町県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）

▼申し込み窓口＝

- 役場税務課（1階）
- 足利銀行 ○栃木銀行 ○宇都宮農業協同組合
- 足利小山信用金庫 ○ゆうちょ銀行・郵便局

▼問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎9121

